（参考）大木町公共施設等LED照明機器賃貸借事業の共同事業体協定書

（目的）

第１条 当共同事業体は、大木町が発注する大木町公共施設等LED照明機器賃貸借事業（以下「本事業」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

（事業内容）

第２条 大木町公共施設等（下記６箇所）におけるLED照明機器の賃貸借を行うもの。

（事業期間）

第３条　本事業の実施期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、双方の協議により変更できるものとする。

（構成団体及び役割）

第４条 本事業体を構成する団体は以下のとおりとする。

1　機器の賃貸借及び事業管理の役割を担う者

2　機器の設置及び保守の役割を担う者

（構成員の責任）

第５条　構成員は、本件契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（構成員相互間の責任分担）

第６条　構成員がその分担業務に関し、大木町、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第７条　本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

（受託途中における構成員の脱退に対する措置）

第８条　構成員のうち、機器の設置及び保守の役割を担う者は、発注者及び機器の賃貸借及び事業管理の役割を担う者の承認がなければ、当共同事業体が本件契約を履行する日までは脱退することができない。

２　機器等の設置業務を行う者が脱退した場合は、発注者の指示に従い本件契約を履行する。

（協定の変更及び解除）

第９条　本協定の内容を変更または解除する場合は、構成員全員の書面による合意をもって行う。

（協定書の定めのない事項）

第10条　この協定書に定めのない事項については、発注者及び構成員の協議にて協議し、決定することとする。

令和　　年　　月　　日

所在地

名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印